

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第6回 | 2025年7月



香港税務局、FSIE制度に関する追加ガイダンスを公表

サマリー



香港税務局（以下、IRD）は最近、域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度に関する4つの新しいよくある質問（FAQ）をホームページに掲載して追加ガイダンスを公表した。このタックス・アラートでは、新しいFAQの要点をまとめ、我々の見解を共有する。

FSIE制度に関する新しいFAQ

2025年7月24日、IRDはFSIE制度に関する新しいFAQ¹をホームページに掲載した。新たに追加されたFAQは「対象所得」に分類され、ホームページ上で**NEW**とマークされている。以下の表では、新しいFAQの要点をまとめている。

新FAQ	IRDの見解 / ガイダンス
5	海外の関連会社に対する投資が持分法を用いて会計処理される場合、損益計算書に認識される関連会社の持分に対する利益は、FSIE制度の下では配当とはみなされない。代わりに、関連会社がその後に分配した実際の利益は配当とみなされる。 KPMGの見解: 持分法に基づく関連会社の利益に関する投資者の会計仕訳は以下のとおりである: <u>関連会社の持分に対する利益:</u> Dr. 関連会社投資（貸借対照表） Cr. 持分法による投資損益（損益計算書） <u>関連会社からの利益の分配:</u> Dr. 現金（貸借対照表） Cr. 関連会社投資（貸借対照表） 上記の会計仕訳とIRDの説明を考慮すると、海外の関連会社に投資する中華人民共和国香港特別行政区（以下、香港（SAR））の多国籍企業は、評価年度（YOA）中に（関連会社からの利益の分配の形で）得られた香港域外からの配当を把握するためには、損益計算書以外も確認する必要がある。

1 詳細はこちらのリンクからアクセス可能: <https://www.ird.gov.hk/eng/faq/fsie.htm>

新FAQ

IRDの見解 / ガイダンス

- 8** FSIE制度の下で資本資産の処分によって得られた課税対象となる香港域外からの所得を生み出すために要した費用は、それ自体が資本的性質を有しない限り、損金算入が認められる。
- KPMGの見解: IRDの見解は、FSIE制度の下で課税対象となる香港域外からの特定の所得を生み出すために生じた支出または費用は、香港税務条例の**Division 4** (資本的性質を有する費用の損金不算入に関するSection 17 (1) (c) を含む) に従って、**かつそれに限定されることなく**、損金算入が認められると規定しているSection 15Qの解釈に沿ったものである。
- 9**
- 満期時の債権の償還は売却には**該当せず**、償還益 (もしあれば) はFSIE制度の下では「処分益」とは**みなされない**。
 - ただし、割引発行されたゼロクーポン債の場合、償還時に受け取った債券の額面価格と割引購入価格との差額がFSIE制度の下では**利息とみなされる可能性がある**。
 - 転換社債の株式への転換は、納税者による資産の譲渡が伴わない限り、FSIE制度の下では売却とは**みなされない**。その後の株式の売却については、**転換社債の当初の取得原価**に基づいて株式処分益が計算される。
- KPMGの見解:
- ゼロクーポン債 (または割引発行されたその他の債券) の場合、債券の額面価格と割引購入価格との差額が香港域外からの利子所得とみなされる場合、以下の問題についてIRDからのさらなる説明が望まれる。
- 償還金の全部または一部を香港 (SAR) で受領した場合、当該利子所得は「香港 (SAR) で受領した」とみなされるかどうか。
 - FSIE制度に基づく経済的実体要件を発生年度に満たす必要があることから、どの年度がその利子所得の発生年度とされるのか。
- 香港 (SAR) の多国籍企業が公正価値基準で金融商品に課税することを選択した場合、税務処理は会計処理に従い、香港域外からの利子所得は香港財務報告基準第9号に従って名目金利所得が損益計算書に認識された時点で発生したとみなされるようである。しかし、公正価値基準の評価を選択していない多国籍企業の償還年度が利子所得の発生年度とみなされるかどうかは明確ではなく、したがって、損益計算書で認識される名目金利所得は税務上考慮されない。
- 13**
- 外国子会社が香港 (SAR) の多国籍企業に分配する香港域外からの現物配当 (海外で法人化された投資先企業の株式の形式) は、以下の場合には、通常、香港 (SAR) で受領したとは**みなされない**。
 - 投資先企業が香港 (SAR) で事業活動を行っておらず、事業所または従業員を有していない場合、**かつ**
 - 投資先企業の中心的な経営管理が香港 (SAR) 外で行われている場合。
 - 香港 (SAR) の多国籍企業が受領した現物配当がその後香港 (SAR) の親会社に分配された場合、その配当は香港 (SAR) での取引または事業に関して生じた債務の返済に使用されたものとしては扱われない。

新FAQ IRDの見解 / ガイダンス

- 13** KPMGの見解: このFAQに加えて、IRDはAdvance Ruling Case No .75 ²を公表しました。この裁定では、香港企業が香港（SAR）に事業所、事業活動、資産を有さない外国子会社の株式の形式で受領した現物配当は「香港（SAR）で受領した」ものではないと裁定した。公表された裁定とFAQによると、IRDは株主名簿の保管場所を重要な要素の一つとは考えていないようである。公表された裁定やFAQ に示されたものよりも明確でない場合(例えば、香港（SAR）に登録された支店または最小限の事業活動を有しているが、中心的な経営管理は香港（SAR）外で行われている外国法人の投資先企業)には、納税者はこの問題をさらに検討する必要がある。

KPMGの見解

我々は、FSIE制度の解釈と運用に関するIRDのさらなる明確化を歓迎する。しかしながら、上記で指摘したように、FSIE制度における税務処理については、より複雑な事業形態や問題に関して、依然として不確実性が残っている可能性がある。

香港（SAR）に所在し、香港域外からの特定の所得を得ているビジネス・グループは、IRDの最新のガイダンスに留意し、自社の状況や事実関係を踏まえてそのガイダンスの影響を検討し、税務コンプライアンスを確保し、全体的として最適な課税金額を得るために、必要な対応があるかどうかを判断すべきである。

香港（SAR）におけるFSIE制度に関して質問がある場合や支援が必要な場合は、[我々](#)または貴社のKPMGの税務顧問にお気軽にお問い合わせください。

²詳細はこちらのリンクからアクセス可能：[Hong Kong \(SAR\) tax alert – Issue 15, November 2024.](#)

Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen

陳蔚

Head of GJP China Tax

Tel:+86 755 2547 1198

vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li

李輝

Partner

Tel:+86 10 8508 7638

lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu

徐潔

Partner

Tel:+86 21 2212 3678

jie.xu@kpmg.com



Deborah Leung

梁秀章

Senior Manager

Tel:+ 852 2685 7742

deborah.leung@kpmg.com



Masato Sawai

澤井雅人

Manager

Tel:+ 852 5501 3735

masato.sawai@kpmg.com



Tokiyo Akaba

赤羽登季代

Manager

Tel:+ 852 2978 8247

tokiyo.akaba@kpmg.com



Yoshiaki Fujimoto

藤本吉朗

Manager

Tel:+ 852 2826 8016

yoshi.fujimoto@kpmg.com



Yoshiyuki Yamamoto

山本祥之

Manager

Tel:+ 852 2826 8019

yoshiyuki.yamamoto@kpmg.com



Takaya Hashizume

橋爪貴耶

Manager

Tel:+ 852 2826 8023

takaya.hashizume@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/home/about/office-locations.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau SAR partnership, and KPMG, a Hong Kong SAR partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2025 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong SAR limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.